

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

今月から広報誌内の紙面に移動しました。

第25号



## 依然多い「架空請求ハガキ」

「巧妙化する  
だましの手口」

振り込め詐欺などの「特殊詐欺」の被害が依然として絶えません。ここ最近は、全国で「民事訴訟管理センター」や「民事訴訟告知センター」などをかたつてハガキを送りつけ、訴訟の取り下げ費用として現金をだます。取り扱い手口が増加しています。

ハガキは「総合消費料金未納

分訴訟最終通知書」などと題し、

契約会社から訴状を申し入れ

させた、「最終期日までにご連絡なき場合、裁判所への出廷と

なります」と記載され、ハ

ガキ到着日やその翌日を「取り

下げ最終期日」とし、切迫感を

与えています。

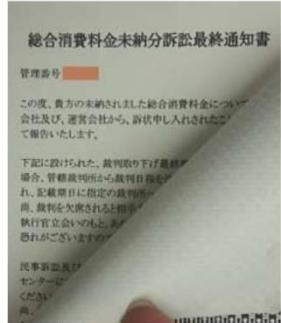
あわてて、問い合わせると弁護士を名乗る男と連絡をとらされ、コンビニエンスストアから現金を支払うよう指示されると言つ筋書きのようです。

2月には石狩市で70代男性が同様の手口で現金

警察署には、今年に入つてからこのハガキに保護シール（目隠しラベル）を張り、本物を装う手法の相談も寄せられています。

警察署に届け出ています。町消費生活センターや帯広

警察署には、今年に入つてからこのハガキに保護シール（目隠しラベル）を張り、本物を装う手法の相談も寄せられています。



相談先	一人で悩まず相談を！
消費生活相談	☎188(幕別開所していない時は都道府県または国民生活センター)
詐欺・脅迫など	☎110(緊急用) ☎0155-25-0110 (帯広警察署)
生活の安全に関する不安や悩み	☎#9110 (警察相談専用電話)

### 相談事例紹介

## ウィルスに感染したという警告に注意

### 今月の相談

パソコンでウェブサイトを閲覧中、突然「警告！ウイルスが検出されました」とメッセージが表示された。連絡先に電話をしたら、外国人からウイルス対策サービスを勧められ利用したが高額請求された。

この警告メッセージは偽りで、驚いたり不安を感じたりした消費者が連絡するよう誘導する広告です。パソコンで「ウイルスに感染しています！」と警告が出た場合でも、その警告がウイルス対策ソフトからの表示でなければ偽警告と判断しましょう。

今回の相談者は、サポート先に電話をしてしまい、パソコンの遠隔操作による対処を勧められ、サポート契約をしてしまったため、解消してしまったため、解消しなくてはなりません。また、外国のサイトでしたので、越境消費者センター(CCJ)に連絡するとともに、ソフトのアンインストールの方法は情報処理推進

機構（IPA）を案内しました。さらに、クレジットカードでの契約でした。相談者が、クレジット会社の連絡も必要でした。相談者が、クレジット会社に引き落としを待つてもらうよう連絡したら、詐欺サイトとの認識があつたようで、支払いを止めることができます。場合によっては、支払停止を依頼する書面を提出するよう求められることもあります。偽警告でサポートに電話するよう仕向ける手口に注意しましょう。

問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

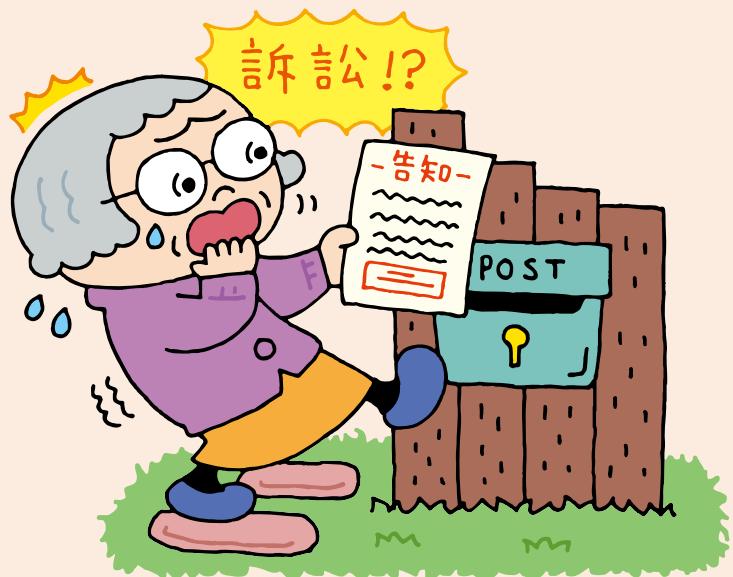
地区	相談受付	場 所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

## 見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言わされた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

(60歳代 女性)

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言わされた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。



# 相談急増 ハガキによる架空請求

## ひとこと助言

架空請求は無視！



- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安を抱いており、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。